

球磨村企業立地促進施設設置条例

平成 30 年 3 月 26 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき、新規創業の促進及び雇用の創出、移住促進、並びに交流人口の拡大による地域活性化を図ることを目的とした球磨村企業立地促進施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(使用の資格)

第 3 条 施設を使用することができる者は、第 1 条の目的を達成するために必要な資力、能力、信用及び経験を有するものでなければならない。

(使用の申込)

第 4 条 施設を使用しようとする者は、村長の定めるところにより、使用の申込みをしなければならない。

(使用の許可)

第 5 条 村長は、前条の申込みがあったときは、第 3 条の資格に照らし必要な審査を行い、適当と認めるときは、施設の使用許可の決定を行い、その旨を申込者に通知するものとする。

2 前項の決定に際し、同時に複数の申込みがあった場合、公正な方法により決定するものとする。

3 村長は、使用を許可する場合、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第 6 条 次の各号に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 政治的若しくは宗教的活動に使用するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあるとき。
- (4) 建物又は備品を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (5) 施設の管理運営上支障があるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第 7 条 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可に伴う権利を譲渡又は転貸してはならない。

(許可の取消し)

第8条 村長は、使用者が前2条の規定に反したときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができるものとする。

2 村長は、前項に基づく使用の取消し等によって使用者に生じた損害について賠償を負わない。

(使用期間)

第9条 施設の使用期間は、使用開始日から当該日の属する年度末までとする。ただし、これを更新することができる。

(使用料)

第10条 施設の使用料は別表第2のとおりとし、使用者は、毎月末日までにその月分の使用料を納付しなければならない。ただし、村長が公益上特に必要と認めた場合は、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責に帰することのできない事由により使用することができなくなったとき。

(2) 村長が特別の理由があると認めたとき。

(使用者の費用負担義務)

第12条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 事業運営に係る経費

(2) 事業活動及び通常の使用によって生じた共用部分の軽微な修繕費

(施設の変更禁止)

第13条 使用者は、施設に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ村長の許可を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって施設の設備、備品等を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を村長の認定に基づき賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、施設の使用期間が満了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、速やかにこれを原状に回復し、返還しなければならない。ただし、あらかじめ村長の許可を受けたときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
球磨村渡レンタルオフィス	球磨村大字渡乙1625番地2
球磨村一勝地チャレンジショップ	球磨村大字一勝地甲370番地2

別表第2（第10条関係）

名称	使用料
球磨村渡レンタルオフィス	1室につき月額10,000円
球磨村一勝地チャレンジショップ	日額500円